

【経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号】

令和2年新型コロナウイルス感染症について経営安定関連保証4号が指定されました。

事由	地域	指定期間
令和2年 新型コロナウイルス感染症	47都道府県	令和2年2月18日 ～令和3年6月1日

1.対象者

上記地域において当該事由により経営の安定に支障をきたしている中小企業者で以下の要件を満たすことについて市町村長の認定を受けたものが対象となります。

- (1)指定地域において1年間以上継続して事業を行っている中小企業者
- (2)事由の発生に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2.資金使途

中小企業者の経営の安定に必要な資金

(借換資金は返済軽減が図れる場合に対象となります。)

3.保証料率

保険	保証料率
無担保保険	0.80%
普通保険	
特別小口保険	0.70%

4.責任共有

責任共有対象外